

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
38	山口県	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	<p>日常生活支援機能等を拠点化した基幹的集落を中心とするネットワーク圏を形成し、近隣の中心都市と連携しながら、地域産業振興と人口定住促進を図る山口版「小さな拠点」となる「やまぐち元気生活圏」を支え、活力を与えるため、地域資源を活用した新たなビジネスを創出・誘致する。</p> <p>また、山口県オリジナルの支援スキームのもと、中山間地域等における女性の創業を促進するとともに、新たなビジネス創出の主役となる中小ベンチャー企業の事業承継を独自の手法で円滑化する。</p> <p>さらに、高純度で日本有数の生成量を誇る副生水素を活用した新たな産業創出と地域づくりを進め、先進的なモデルを構築し、全国への水平展開により水素エネルギー社会の加速化につなげていく。(詳細は別紙)</p> <p>【中山間地域の未利用資源を活用したビジネスの創出】</p> <p>①中山間地域の基幹産業である農業分野の新たなビジネス展開の促進</p> <p>②中山間地域の資源や特性を活かした付加価値の高いツーリズムによる交流ビジネスの創出</p> <p>③元気生活圏を支える地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出</p>	<p>【中山間地域の未利用資源を活用したビジネスの創出】</p> <p>① 中山間地域の基幹産業である農業分野の新たなビジネス展開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人の収益拡大を通じた雇用力の強化 ・地域住民の日常生活環境整備の促進 <p>② 中山間地域の資源や特性を活かした付加価値の高いツーリズムによる交流ビジネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さなヘルスケアビジネスモデルの創出 ・湯治客の長期滞在化による経済効果の拡大や、観光客や住民向けの健康づくりの促進 ・交流人口の拡大 <p>③ 元気生活圏を支える 地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏における基幹的集落の運営・経営を行う地域コミュニティ組織の育成 ・持続可能な活動のための運営基盤の強化による住民主体の課題の解決促進 ・空き家利活用の促進 ・移住の促進 	<p>農事組合法人が実施できる事業は、農業協同組合法により、農業関連事業に限定</p> <p>農家レストランは農用地区域内においては、農地転用許可の制限等により設置困難</p> <p>旅館業法施行規則第5条における農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例については、農林漁業者が営む場合には限られており、地域コミュニティ組織や農事組合法人については当該特例が非適用となるため、客室面積33㎡未満の農林漁民宿の開業ができない。</p> <p>受入地域協議会や地域コミュニティ組織等が、体験型旅行に係る企画募集や、宿泊、交通の手配を行う場合、移住促進に向けた暮らし体験ツアーを企画募集する場合には、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない。</p> <p>地域経営を行おうとする地域コミュニティ組織がNPO法人化する場合、認証までに時間がかかる。</p>	<p>農業協同組合法第72条の8</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号</p> <p>旅館業法施行規則第5条</p> <p>旅行業法第3条、第7条、第11条の2</p> <p>特定非営利活動促進法第10条第2項</p>	<p>農業協同組合法の特例により生活支援サービスの提供を実施可能な付帯事業とする</p> <p>集落営農法人や地域コミュニティ組織が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用地区域に設置できるよう要件緩和する</p> <p>法人化している地域コミュニティ組織や農事組合法人等が農林漁業体験民宿業を営む場合についても、農林漁業体験民宿業の構造設備基準の特例を適用する。</p> <p>法人化している地域コミュニティ組織等が、A.当該組織の構成員である宿泊業者や旅客自動車運送事業者の宿泊施設、運送機関を利用した少人数の体験型旅行の企画募集等を行う場合 又は B.移住促進を目的として行う暮らし体験ツアー等の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行企画に限定し、かつ地域で責任を担保する体制を構築することにより、消費者保護を図る。</p> <p>地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
				<p>【中山間地域の資源を活用したビジネス誘致】 ④中山間地域へのビジネス誘致による移住者と雇用の創出</p>	<p>【中山間地域の資源を活用したビジネス誘致】 ④中山間地域へのビジネス誘致による移住者と雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を中心とするUJIターン者の増加 ・若者や女性の雇用の場の創出 ・テレワーク等の新しい働き方の普及・浸透を通じた若者・女性の定住 ・多様な人材の交流による新たな事業・サービスの創出 ・廃校や古民家などの遊休施設の利活用の促進 ・新しい集落活性化モデルの構築 	<p>国の補助金等を活用して建設された廃校等の公共施設を誘致事業者の利用に供する際には、補助金等適正化法に基づき、転用の手続きやこれに伴う補助金の返還などが必要となることが多い</p>	<p>・補助金適正化法第22条 【文部科学省】 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(平成20年6月18日文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) 【防衛省】 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)</p>	<p>市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは貸与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積み立てを不要とする。</p>	
				<p>【中山間地域の資源を活用したビジネス誘致】 ④中山間地域へのビジネス誘致による移住者と雇用の創出</p>	<p>誘致活動を行うNPO法人が、視察ツアー等の企画募集する場合、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない。</p>	<p>サテライトオフィスの誘致活動を行うために、首都圏と山口県内の両方で活動を行うNPO法人を設立することとしているが、認証までに時間がかかる。</p>	<p>特定非営利活動促進法第10条第2項</p>	<p>地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮</p>	
				<p>【女性創業によるビジネスの創出】 ⑤金融機関の女性創業支援会社への参画促進 ⑥女性の「農家レストラン」「農家民宿」の開業の促進</p>	<p>【女性創業によるビジネスの創出】 ⑤ 金融機関の女性創業支援会社への参画促進 ・銀行からの増資が可能となることにより、本県独自の創業支援の強化と民間主導の持続可能なスキームへの移行が可能 ⑥ 女性の「農家レストラン」「農家民宿」の開業の促進 ・女性の活躍促進 ・ビジネスモデルの多様化(隣接農地で採れた野菜を活用した食の提供等) ・女性の農業参入を通じた、「半農半X型」定住・移住の促進</p>	<p>銀行法による金融機関が一般事業会社の議決権の5%を超えて取得し、又は保有することの禁止規定(5%ルール)があることにより、金融機関の出資に制約</p>	<p>銀行法第16条の3</p>	<p>現行の議決権の取得の制限を緩和し、女性創業支援会社に関しては、金融機関による5%以上の議決権取得を認める。</p>	
						<p>農家レストランは、農用地区域内においては、農地転用許可の制限等により創業困難</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号</p>	<p>女性创业者が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランを開業する場合について、農用地区域に設置できるよう要件緩和する</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
	(以下水素関係の提案に係る共同提案者)			【新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継促進】 ⑦証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進	【新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継促進】 ⑦証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進 ・経営者の世代交代を促進し、若手経営者の思い切った経営革新により、新たなビジネス創出や経営革新を促進 ・事業継承不安を解消することにより、新たなビジネス創出のための投資を促進	中小企業投資育成会社だけに限定されているため、身近な地域において制度活用を可能とすることが必要	中小企業投資育成株式会社法	中小企業投資育成株式会社法の直接改正とはならないが、同法の適用を受けている3会社のみ認められている引受株価算定方式を、友好保有等一定の条件の下に一般の証券会社に適用	
	周南市					ガス事業法では大口ガス事業としての届け出が必要(企業間の水素ガス融通が困難)	ガス事業法第2条第7項、第37条の7の4、第37条の9、第38条、施行規則第4条	融通企業同士が水素エネルギー利用に係る契約を締結し責任を明確にすることで「密接な関係」とみなして届け出が不要な「特定供給」により企業間の水素ガス融通を可能にする	
	(株)トクヤマ 徳山製造所					水素パイプライン敷設に対する技術基準がないため、敷設に当たっては、独自の水素漏えい防止対策等が必要	-	パイプライン設置のための早期の技術基準の制定	
	東ソー(株) 南陽事業所			【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ⑧高純度副生水素の回収及びコンビナート間の融通 ⑨水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインの設置 ⑩「純水素型燃料電池システム」に組み込まれる「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発 ⑪燃料電池フォークリフトの利用促進 ⑫液化水素輸送コンテナを活用した海上輸送等の実施	【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】 ・水素ステーションを核とするまちづくりと水素を活用した新たなビジネスづくりの促進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなるサプライチェーン(インフラとなるパイプラインの整備、純水素型燃料電池の普及促進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機とする水素エネルギー社会の加速化を図ることが可能 【水素エネルギー社会の加速化】 ・コンビナート企業から発生する大量かつ高純度の副生水素を液化し、全国各地に輸送することによって、水素エネルギー社会の到来を加速化	「純水素ボイラー型貯湯ユニット」について現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格がない	工業標準化法	現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格の制定(家庭等への普及促進を図るためには、JIS認証による安全性の担保が必要)	
	出光興産(株)徳山事業所					燃料電池フォークリフトの公道走行については、道路運送車両法(車両登録・車検)、自動車損害賠償保障法(自賠責保険)道路運送法(運転免許)により、現行法では一定の要件を満たすことが必要	道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車検) 自動車損害賠償保障法第5条(自賠責保険) 道路運送法第85条(運転免許)	水素ステーション立地予定地の隣接地には、フォークリフトを使用している企業団地が存在している。当該水素ステーションにおいて、水素を充填できるよう、走行エリア・走行目的等を限定した許可や、仮プレートの交付等の規制緩和により、①自動車登録をしていない、②自動車検査証の交付をうけていない、③自賠責保険に加入していない燃料電池フォークリフトについて、運転免許の交付を受けない状態で公道走行を可能にする。 ※安全を担保する代替措置等:フォークリフトの公道走行を行う場合には、フォークリフトの講習を受けた者、フォークリフト運転歴などを踏まえ、フォークリフトの運転に熟知した者が対応する	
	(株)トクヤマ ロジスティクス					液化水素の海上輸送に係る基準がない	船舶安全法	液化水素の陸上輸送に準じた新たな基準の早期制定	
	長府工産(株)					液化水素の陸上輸送を実施する場合の長大トンネル(5,000m以上)の通行規制	道路法第46条第3項	長大トンネルの通行規制の緩和	